第196期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

当行の新株予約権等に関する事項
株主資本等変動計算書
個別注記表
連結株主資本等変動計算書
連結注記表

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

株式会社 福井銀行

上記の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.fukuibank.co.jp/ir/shareholders/meetings.html）に掲載することにより、株主のみなさまに提供しております。

当行の新株予約権等に関する事項

(1)　事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く。）及び執行役	平成23年６月25日開催の取締役会決議による第１回新株予約権 ①新株予約権の数 1,189個 ②目的となる株式の種類及び数 普通株式　118,900株 ③新株予約権の行使期間 平成23年７月12日から平成53年７月11日 ④権利行使価額 １株当たり１円 ⑤権利行使についての条件 新株予約権者は、執行役の地位を喪失した日（執行役の地位を喪失した日において、当行の取締役の任にある者については取締役の地位を喪失した日）の翌日から10日を経過するまでの間に限り一括してのみ行使できるものとする。	執行役３名
	平成24年６月23日開催の取締役会決議による第２回新株予約権 ①新株予約権の数 1,092個 ②目的となる株式の種類及び数 普通株式　109,200株 ③新株予約権の行使期間 平成24年７月11日から平成54年７月10日 ④権利行使価額 １株当たり１円 ⑤権利行使についての条件 新株予約権者は、執行役の地位を喪失した日（執行役の地位を喪失した日において、当行の取締役の任にある者については取締役の地位を喪失した日）の翌日から10日を経過するまでの間に限り一括してのみ行使できるものとする。	執行役５名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く。）及び執行役	平成25年６月22日開催の取締役会決議による第３回新株予約権 ①新株予約権の数 2,415個 ②目的となる株式の種類及び数 普通株式　241,500株 ③新株予約権の行使期間 平成25年７月10日から平成55年７月９日 ④権利行使価額 １株当たり１円 ⑤権利行使についての条件 新株予約権者は、執行役の地位を喪失した日（執行役の地位を喪失した日において、当行の取締役の任にある者については取締役の地位を喪失した日）の翌日から10日を経過するまでの間に限り一括してのみ行使できるものとする。	執行役６名
	平成26年６月21日開催の取締役会決議による第４回新株予約権 ①新株予約権の数 2,208個 ②目的となる株式の種類及び数 普通株式　220,800株 ③新株予約権の行使期間 平成26年７月９日から平成56年７月８日 ④権利行使価額 １株当たり１円 ⑤権利行使についての条件 新株予約権者は、執行役の地位を喪失した日（執行役の地位を喪失した日において、当行の取締役の任にある者については取締役の地位を喪失した日）の翌日から10日を経過するまでの間に限り一括してのみ行使できるものとする。	執行役６名
	平成27年６月20日開催の取締役会決議による第５回新株予約権 ①新株予約権の数 1,849個 ②目的となる株式の種類及び数 普通株式　184,900株 ③新株予約権の行使期間 平成27年７月８日から平成57年７月７日 ④権利行使価額 １株当たり１円 ⑤権利行使についての条件 新株予約権者は、執行役の地位を喪失した日（執行役の地位を喪失した日において、当行の取締役の任にある者については取締役の地位を喪失した日）の翌日から10日を経過するまでの間に限り一括してのみ行使できるものとする。	執行役７名
社外取締役	―	―

(2)　事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

第196期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	17,965	2,614	29	2,643
当期変動額				
剰余金の配当				
圧縮積立金の取崩				
税率変更に伴う圧縮積立金の増加				
土地再評価差額金の取崩				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			19	19
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	―	―	19	19
当期末残高	17,965	2,614	48	2,662

（単位：百万円）

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	17,965	96	45,930	3,115	67,107	△ 549	87,166
当期変動額							
剰余金の配当				△ 1,196	△ 1,196		△ 1,196
圧縮積立金の取崩		△ 8		8	―		―
税率変更に伴う圧縮積立金の増加		2		△ 2	―		―
土地再評価差額金の取崩				107	107		107
当期純利益				7,151	7,151		7,151
自己株式の取得						△ 5	△ 5
自己株式の処分						199	218
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	―	△ 6	―	6,070	6,063	194	6,277
当期末残高	17,965	89	45,930	9,185	73,170	△ 355	93,443

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	18,313	—	5,906	24,220	130	111,518
当期変動額						
剰余金の配当						△ 1,196
圧縮積立金の取崩						—
税率変更に伴う圧縮積立金の増加						—
土地再評価差額金の取崩						107
当期純利益						7,151
自己株式の取得						△ 5
自己株式の処分						218
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 332	△ 70	30	△ 372	36	△ 336
当期変動額合計	△ 332	△ 70	30	△ 372	36	5,940
当期末残高	17,980	△ 70	5,937	23,847	167	117,459

個別注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1．商品有価証券の評価基準及び評価方法
　商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2．有価証券の評価基準及び評価方法
⑴　有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
　なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
⑵　金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記⑴のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。
3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
　デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4．固定資産の減価償却の方法
⑴　有形固定資産（リース資産を除く）
　有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。
　また、主な耐用年数は次のとおりであります。
　　建　物　　３年 ～ 50年
　　その他　　２年 ～ 20年
⑵　無形固定資産（リース資産を除く）
　無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。
⑶　リース資産
　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
　外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6．引当金の計上基準
⑴　貸倒引当金
　貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
　破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
　また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
　上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
　すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
　なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,608百万円であります。
⑵　賞与引当金
　賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
⑶　役員賞与引当金
　役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
⑷　退職給付引当金
　退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　　その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異　各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

⑸　睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

⑹　偶発損失引当金
偶発損失引当金は、制度等で一定の事象に基づく損失負担が定められた債権について、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

⑺　耐震対応損失引当金
耐震対応損失引当金は、店舗等の耐震対応に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると合理的に見込まれる額を計上しております。

７．ヘッジ会計の方法
為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号　平成14年７月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

８．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更いたします。
企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項⑷及び事業分離等会計基準第57-4項⑷に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。
なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額はありません。

追加情報

（「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」の適用）
当行は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。
⑴　取引の概要
当行は、従業員に対して中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与すると同時に、福利厚生の増進策として、従業員持株会の拡充を通じて従業員の株式取得及び保有を促進することにより従業員の財産形成を支援することを目的として「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下、「本プラン」という。）を導入しております。
本プランは、「福井銀行職員持株会」（以下、「持株会」という。）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランであります。本プランでは、当行が信託銀行に「福井銀行職員持株会専用信託」（以下、「従持信託」という。）を設定し、従持信託は、その設定後５年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当行株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。
なお、当行は、従持信託が当行株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当行株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当行が当該残債を弁済することになります。
⑵　「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　平成27年３月26日）を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。
⑶　信託が保有する当行の株式に関する事項
①信託における帳簿価額　　208百万円
②当該当行の株式を株主資本において自己株式として計上しているか否か
信託が保有する当行の株式は株主資本において自己株式として計上しております。
③期末株式数及び期中平均株式数
期末株式数　　938千株
期中平均株式数　　1,398千株

④③の株式数を１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めているか否か
期末株式数及び期中平均株式数は、１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

注記事項

(貸借対照表関係)

１．関係会社の株式及び出資金総額
株式　611百万円
出資金　18百万円

２．無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中のその他の証券に705百万円含まれております。

３．貸出金のうち、破綻先債権額は865百万円、延滞債権額は36,133百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

４．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は81百万円であります。
なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

５．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,826百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

６．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は38,905百万円であります。
なお、上記３.から６.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

７．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,285百万円であります。

８．担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券　149,871百万円
担保資産に対応する債務
預金　15,356百万円
債券貸借取引受入担保金　88,792百万円
借用金　35,900百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券29,132百万円及び預け金５百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、保証金は253百万円が含まれております。

９．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、373,623百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のものが364,666百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日　平成10年３月31日
同法律第３条第３項に定める再評価の方法　土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算方法に基づいて、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　8,482百万円

11．有形固定資産の減価償却累計額　22,963百万円

12．有形固定資産の圧縮記帳額　　3,823百万円
13．社債は、永久劣後特約付社債12,300百万円であります。
14．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は1,715百万円であります。
15．関係会社に対する金銭債権総額　　12,559百万円
16．関係会社に対する金銭債務総額　　21,125百万円

(損益計算書関係)
1．関係会社との取引による収益
　資金運用取引に係る収益総額　　94百万円
　役務取引等に係る収益総額　　124百万円
　その他業務・その他経常取引に係る収益総額　　207百万円
関係会社との取引による費用
　資金調達取引に係る費用総額　　404百万円
　役務取引等に係る費用総額　　373百万円
　その他の取引に係る費用総額　　744百万円

2．当行は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

地域	主な用途		種類	減損損失額
福井県内	営業店舗等	34か所	土地・建物 無形固定資産	840 百万円
	遊休資産	4か所	土地・建物	59
福井県外	営業店舗	6か所	土地・建物	160
			合計	1,059
			(うち土地)	(364)
			(うち建物)	(691)
			(うち無形固定資産)	(3)

上記資産グループについては、店舗建替えの決定、営業利益の継続的低下によるキャッシュ・フローの減少や地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。
当行は、営業店舗に関しては営業店単位（複数店が地域で一体となり営業を行っている場合は当該地域単位）を基礎とする管理会計上の区分をグルーピングの単位としており、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。また、本部、事務センター、寮・社宅等については複数の資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であることから共用資産としております。
なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、主として不動産鑑定評価基準に準じた方法に基づき算出しております。

3．関連当事者との間の取引
子会社及び関連会社等　　(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	福井信用保証サービス株式会社	所有 直接50.00% 間接50.00%	保証取引	被債務保証 (注1)	411,524	―	―
	株式会社福銀リース	所有 直接 5.00% 間接54.80%		資金の貸付 (注2)	31,740	貸出金	12,357

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注）1．福井信用保証サービス株式会社より、当行の各種ローン等に対して保証を受けております。保証条件は、ローンの商品毎にローン利用者の信用リスク等を勘案して決定しております。
2．貸出金取引については、一般の取引先と同様な条件で行っております。

役員及び個人主要株主等　　（単位：百万円）

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員の近親者	湯浅　和幸	—	—	資金の貸付（注）	—	貸出金	172,365

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注）貸出金取引については、一般の取引先と同様な条件で行っております。

（株主資本等変動計算書関係）
自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）	摘要
自己株式					
普通株式	2,448	20	898	1,570	（注１、２、３）
合計	2,448	20	898	1,570	

（注）１．自己株式の当事業年度末株式数には、従持信託が保有する当行株式938千株が含まれております。
２．自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取り20千株であります。
３．自己株式の株式数の減少は、従持信託による当行株式の持株会への譲渡864千株、ストック・オプションの権利行使請求に応じたもの32千株及び単元未満株式の買増請求に応じたもの１千株であります。

（有価証券関係）
貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品国債」「商品地方債」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

１．売買目的有価証券（平成28年３月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	4

２．満期保有目的の債券（平成28年３月31日現在）
該当ありません。

３．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成28年３月31日現在）
時価のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は該当ありません。
（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式及び出資金	612
関連法人等出資金	17
合計	630

４．その他有価証券（平成28年３月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	24,587	14,594	9,992
	債券	405,677	394,972	10,705
	国債	166,115	159,757	6,358
	地方債	84,431	81,177	3,253
	社債	155,130	154,037	1,093
	その他	163,621	157,002	6,619
	うち外国証券	134,146	130,175	3,970
	小計	593,886	566,569	27,317

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,823	5,390	△567
	債券	3,974	4,046	△72
	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	社債	3,974	4,046	△72
	その他	54,860	56,130	△1,270
	うち外国証券	36,801	37,257	△455
	小計	63,657	65,568	△1,910
合計		657,544	632,137	25,406

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株式	858
合計	858

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）
該当ありません。

6．当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	12,002	2,040	1,336
債券	24,226	135	10
国債	20,215	127	10
地方債	2,001	1	―
社債	2,009	6	―
その他	42,222	969	1,060
うち外国証券	34,964	616	749
合計	78,451	3,144	2,407

7．減損処理を行った有価証券
売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。
当事業年度における減損処理額はありません。
なお、当該減損処理にあたっては、決算日の時価が50％以上下落した銘柄についてはすべて、また、これ以外で、時価が30％以上下落した銘柄については、過去の一定期間の下落率及び当該発行会社の業績推移等を考慮したうえで、価格回復の可能性の認められないものについて、それぞれ減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)
1．運用目的の金銭の信託（平成28年３月31日現在）
該当ありません。

2．満期保有目的の金銭の信託（平成28年３月31日現在）
該当ありません。

3．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成28年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
その他の金銭の信託	6,404	6,404	—	—	—

（注）　「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金	6,833	百万円
退職給付引当金	1,637	
有価証券有税償却	955	
土地に係る減損損失	807	
減価償却費	934	
その他	958	
繰延税金資産小計	12,126	
評価性引当額	△7,236	
繰延税金資産合計	4,889	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△7,426	
固定資産圧縮積立金	△39	
その他	△46	
繰延税金負債合計	△7,512	
繰延税金負債の純額	△2,622	百万円

２．「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.82％から、平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.69％に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.46％となります。この税率変更により、繰延税金負債は154百万円減少し、その他有価証券評価差額金は390百万円増加し、繰延ヘッジ損益は１百万円減少し、法人税等調整額は234百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は138百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	488円96銭
１株当たりの当期純利益金額	29円87銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	29円77銭

連結株主資本等変動計算書（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,965	2,659	72,744	△ 549	92,820
当期変動額					
剰余金の配当			△ 1,196		△ 1,196
土地再評価差額金の取崩			107		107
親会社株主に帰属する当期純利益			7,304		7,304
自己株式の取得				△ 5	△ 5
自己株式の処分		19		199	218
連結子会社株式の取得による持分の増減		65			65
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	84	6,215	194	6,495
当期末残高	17,965	2,744	78,960	△ 355	99,315

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計
当期首残高	18,332	―	5,906	40	24,279
当期変動額					
剰余金の配当					
土地再評価差額金の取崩					
親会社株主に帰属する当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
連結子会社株式の取得による持分の増減					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 344	△ 70	30	△ 4	△ 388
当期変動額合計	△ 344	△ 70	30	△ 4	△ 388
当期末残高	17,987	△ 70	5,937	36	23,891

(単位：百万円)

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	130	14,499	131,730
当期変動額			
剰余金の配当			△ 1,196
土地再評価差額金の取崩			107
親会社株主に帰属する当期純利益			7,304
自己株式の取得			△ 5
自己株式の処分			218
連結子会社株式の取得による持分の増減		△ 110	△ 44
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	36	124	△ 228
当期変動額合計	36	13	6,156
当期末残高	167	14,512	137,886

連結注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

連結計算書類の作成方針

１．連結の範囲に関する事項

⑴連結される子会社及び子法人等　　７社

会社名

福銀ビジネスサービス株式会社
株式会社福井キャピタル＆コンサルティング
Fukui Preferred Capital Cayman Limited
福井信用保証サービス株式会社
株式会社福銀リース
株式会社福井カード
福井ネット株式会社

なお、株式会社福井キャピタル＆コンサルティングは、設立により当連結会計年度から連結しております。

⑵非連結の子会社及び子法人等　　１社

会社名

福銀６次産業化投資事業有限責任組合

非連結の子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

２．持分法の適用に関する事項

⑴持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

⑵持分法適用の関連法人等

該当ありません。

⑶持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等　　１社

会社名

福銀６次産業化投資事業有限責任組合

⑷持分法非適用の関連法人等　　１社

会社名

ふくい観光活性化投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子法人等及び関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

３．連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

⑴連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

１月24日　　１社
３月末日　　６社

⑵１月24日を決算日とする連結される子会社については、３月末日現在で実施した仮決算に基づく計算書類により連結しております。

会計方針に関する事項

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴有価証券の評価は、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

⑵金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記⑴と同じ方法により行っております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4．固定資産の減価償却の方法

⑴有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　３年 ～ 50年

その他　　２年 ～ 20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産についても、主として当行と同様の基準で償却しております。

⑵無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

⑶リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5．貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,608百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6．賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7．役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8．睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9．偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、制度等で一定の事象に基づく損失負担が定められた債権について、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

10．耐震対応損失引当金の計上基準

耐震対応損失引当金は、店舗等の耐震対応に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると合理的に見込まれる額を計上しております。

11．退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　　その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異　　各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

13. リース取引の処理方法
（貸主側）
ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

14. 重要なヘッジ会計の方法
為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号　平成14年７月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

15. 消費税等の会計処理
当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下、「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当行の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。
企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項⑷、連結会計基準第44-5項⑷及び事業分離等会計基準第57-4項⑷に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。
この結果、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ65百万円減少しております。また、当連結会計年度末の資本剰余金が65百万円増加しております。
当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の資本剰余金の期末残高は65百万円増加しております。
なお、１株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

追加情報

（「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」の適用）
当行は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。
⑴　取引の概要
当行は、従業員に対して中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与すると同時に、福利厚生の増進策として、従業員持株会の拡充を通じて従業員の株式取得及び保有を促進することにより従業員の財産形成を支援することを目的として「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下、「本プラン」という。）を導入しております。
本プランは、「福井銀行職員持株会」（以下、「持株会」という。）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランであります。本プランでは、当行が信託銀行に「福井銀行職員持株会専用信託」（以下、「従持信託」という。）を設定し、従持信託は、その設定後５年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当行株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。
なお、当行は、従持信託が当行株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当行株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当行が当該残債を弁済することになります。
⑵　「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　平成27年３月26日）を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。
⑶　信託が保有する当行の株式に関する事項
①信託における帳簿価額　　208百万円

②当該当行の株式を株主資本において自己株式として計上しているか否か
信託が保有する当行の株式は株主資本において自己株式として計上しております。
③期末株式数及び期中平均株式数
期末株式数　938千株
期中平均株式数　1,398千株
④③の株式数を１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めているか否か
期末株式数及び期中平均株式数は、１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(法人税率の変更等による影響について)
「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.82％から、平成28年４月１日に開始する連結会計年度及び平成29年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.69％に、平成30年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.46％となります。この税率変更により、繰延税金資産は15百万円減少し、繰延税金負債は193百万円減少し、その他有価証券評価差額金は390百万円増加し、退職給付に係る調整累計額は０百万円増加し、繰延ヘッジ損益は１百万円減少し、法人税等調整額は211百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は138百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

注記事項
(連結貸借対照表関係)
１．非連結の子法人等及び関連法人等の出資金総額　20百万円
２．無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中のその他の証券に705百万円含まれております。
３．貸出金のうち、破綻先債権額は1,054百万円、延滞債権額は36,623百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
４．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は81百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
５．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,826百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
６．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は39,584百万円であります。
なお、上記３．から６．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
７．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,285百万円であります。
８．担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券　149,871百万円
担保資産に対応する債務
預金　15,356百万円
債券貸借取引受入担保金　88,792百万円
借用金　35,900百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券29,132百万円及び預け金５百万円を差し入れております。
また、その他資産には、保証金262百万円が含まれております。

9．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、378,974百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のものが370,017百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成10年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法　土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算方法に基づいて、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　8,482百万円

11．有形固定資産の減価償却累計額　23,312百万円

12．有形固定資産の圧縮記帳額　3,823百万円

13．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は1,715百万円であります。

（連結損益計算書関係）

１．「その他の経常収益」には、株式等売却益2,075百万円を含んでおります。

２．「その他の経常費用」には、株式等売却損1,492百万円、貸出金償却422百万円及び株式等償却１百万円を含んでおります。

３．当行グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

地域	主な用途		種類	減損損失額
福井県内	営業店舗等	35か所	土地・建物・無形固定資産	882 百万円
	遊休資産	4か所	土地・建物	59
福井県外	営業店舗	6か所	土地・建物	160
			合計	1,102
			（うち土地）	（ 364）
			（うち建物）	（ 734）
			（うち無形固定資産）	（ 3）

上記資産グループについては、店舗建替えの決定、営業利益の継続的低下によるキャッシュ・フローの減少や地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当行は、営業店舗に関しては営業店単位（複数店が地域で一体となり営業を行っている場合は当該地域単位）を基礎とする管理会計上の区分をグルーピングの単位としており、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。また、本部、事務センター、寮・社宅等については複数の資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であることから共用資産としております。

連結子会社については、各社を１つの単位としてグルーピングを行っております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、主として不動産鑑定評価基準に準じた方法に基づき算出しております。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）	摘要
発行済株式					
普通株式	241,446	—	—	241,446	
合計	241,446	—	—	241,446	
自己株式					
普通株式	2,448	20	898	1,570	注1，2，3
合計	2,448	20	898	1,570	

注1．自己株式の当連結会計年度末株式数には、従持信託が保有する当行株式938千株が含まれております。
2．自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取り20千株であります。
3．自己株式の株式数の減少は、従持信託による当行株式の持株会への譲渡864千株、ストック・オプションの権利行使請求に応じたもの32千株及び単元未満株式の買増請求に応じたもの１千株であります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権				—		167	
合計					—		167	

3．配当に関する事項

⑴当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年５月８日取締役会	普通株式	597百万円	2.5円	平成27年３月31日	平成27年５月29日
平成27年11月６日取締役会	普通株式	598百万円	2.5円	平成27年９月30日	平成27年12月３日
合計		1,196百万円			

（注）　平成27年５月８日取締役会決議及び平成27年11月６日取締役会決議の配当金の総額には、それぞれ従持信託に対する配当金４百万円及び３百万円を含めておりません。

⑵基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年５月13日取締役会	普通株式	839百万円	利益剰余金	3.5円	平成28年３月31日	平成28年６月３日

（注）　配当金の総額には、従持信託に対する配当金３百万円を含めておりません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

⑴金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に総合的な金融サービス事業を行っております。具体的には預金業務、貸出業務、外国為替業務等のほか、安定的に資金利益を確保する目的で有価証券などの市場運用や、安定的な運用資金を確保する目的で社債などの市場調達を行って

おります。
　また、顧客の為替に係るリスクヘッジニーズに対応するため、また当行自身の市場リスクの適切な管理等を目的とするALMに活用するためやリスクを一部緩和させた安定運用の手段として、デリバティブ取引を行っております。さらに、短期的な収益を目的とした取引については、一定のポジション限度や損失限度等を設定しております。なお、仕組みが複雑で投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。
　当行の一部の連結対象子会社には、リース業務を行っている子会社があります。
⑵金融商品の内容及びそのリスク
　当行グループの金融資産は、主として国内の顧客に対する貸出金であり、信用リスク及び金利の変動リスクに晒されております。有価証券は主に債券であり、信用リスク及び市場リスクに晒されております。また、コールローン及び買入手形は信用リスクに晒されております。
　金融負債は、主として国内の顧客からの預金、譲渡性預金であり、市場リスクに晒されております。コールマネー及び売渡手形、借用金、社債は、市場リスク及び一定の環境の下で当行が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。
　デリバティブ取引は、金利関連取引では金利スワップ取引、通貨関連取引では通貨スワップ取引、通貨オプション取引、先物外国為替予約取引、債券関連取引では債券店頭オプション取引であり、市場リスク及び信用リスクに晒されております。なお、資金調達通貨（邦貨）を資金運用通貨（外貨）に変換する等の目的で行う為替スワップ取引等については、その一部についてヘッジ会計を適用しております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等をヘッジ対象、為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
⑶金融商品に係るリスク管理体制
①　信用リスクの管理
　「信用リスク」とは、信用供与先の信用状況の悪化により、銀行の資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。
　当行では、信用リスクは業務運営において不可避のリスクであり、かつ迅速な対応が必要であることを十分認識した上で、信用リスクをコントロールできる態勢を築くことを目指しております。とりわけ、与信集中リスクについては、信用リスクの集中を回避し、バランスのとれた与信ポートフォリオを構築するため、与信集中リスク管理基準を制定し、与信集中リスクの把握・改善に取り組んでおります。
　なお、計測した信用リスク量については信用格付別・業種別・地域別などの信用リスクの状況を評価・分析するとともに、「リスク資本制度」のもとでリスク量による量的な管理、コントロールを行っております。
②　市場リスクの管理
（ⅰ）市場リスクの管理
　「市場リスク」とは、金利、為替、株式等のさまざまな市場リスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいい、主として「金利リスク」「為替リスク」「価格変動リスク」があります。
　当行では、市場リスク管理をＡＬＭの一環として位置付け、自己資本、収益力、預貸金動向や有価証券保有状況等を踏まえたうえで、リスクとリターンのバランスを適切に保つことを方針としております。
　具体的には、「統合リスク会議」において、統合リスク量の状況、市場投資部門のリスク量の状況、預貸金の金利リスク量の状況を報告・審議するとともに、半期毎の「有価証券運用計画」の審議を行うことで、銀行全体のリスクと市場リスクを一体的に管理する体制とし、市場投資部門においては、有価証券全体及び種類別のポジション枠を設定し、その範囲内で機動的に市場取引を行っております。
　また、市場関連取引の相互牽制のために、市場リスクの管理部署（ミドル・オフィス）は、フロント・オフィス、バック・オフィスとは組織的に分離し、日次でリスクの状況をモニタリングしております。
　なお、市場リスクの管理部署では、バンキング業務における有価証券勘定と預貸金勘定について、バリュー・アット・リスク（VaR）を用いて市場リスク量を把握し、リスク管理・分析を行っております。
（ⅱ）市場リスクに係る定量的情報
　当行の市場リスク量（VaR）算出には、手法として主に分散・共分散法を採用しております。
　有価証券勘定　　観測間隔：日次、保有期間：１年、信頼水準：99.0%、
　　観測期間：５年
　預貸金勘定　　観測間隔：月次、保有期間：１年、信頼水準：99.0%、
　　観測期間：５年
　当行は、預貸金勘定の市場リスク量（VaR）算出にあたってコア預金を考慮しておりますが、コア預金の計測方法を平成28年３月より内部モデル法から標準的手法に変更しております。また、当行は、預貸金勘定の市場リスク量（VaR）を金利のボラティリティを用いて算出しておりますが、金利のボラティリティの計測方法を平成28年２月より変化率から変化幅に変更しております。
　平成28年３月31日現在で、当行の市場リスク量（VaR）は、全体では41,153百万円です。
　なお、当行では市場リスク計測手法の信頼性を検証するために、有価証券勘定において算出した保有期間：１日のVaRと日々の時価下落額とを比較する方法によりバックテスティングを実施しております。
　平成27年度に関して実施したバックテスティングの結果、実際の損失がVaRを超えた回数は４回であり、市場リスク計測手法は十

分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

「流動性リスク」には、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクである「資金繰りリスク」、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被るリスクである「市場流動性リスク」、対外決済において資金又は資産を予定通り受け取れなくなることにより損失を被るリスクである「決済リスク」が含まれます。

流動性リスクは、これら資金繰りリスク、市場流動性リスク、決済リスクの３つのリスクを総合したリスクですが、市場流動性リスク、決済リスクは最終的に資金繰りリスクに帰結するものであり、資金繰りリスクの管理が重要な経営課題であると捉えております。

当行では、円貨・外貨のそれぞれについて、資金調達構成や運用と調達の資金ギャップ、流動性準備高の管理を通じて、適正な資金繰り管理を実施し、「統合リスク会議」で報告を行っております。

具体的には、資金繰りの状況に応じて、「平常時」「懸念時」「危機時」の区分を設定し、それぞれの区分に応じた管理手法・報告体制・決裁方法を定めたうえで、組織的に独立したフロント・オフィス、バック・オフィス、ミドル・オフィスが相互牽制を働かせながら管理を行っております。

⑷金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、重要性の乏しいものについては注記を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注２)参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
⑴現金預け金	170,883	170,883	―
⑵買入金銭債権	377	377	―
⑶商品有価証券			
売買目的有価証券	449	449	―
⑷有価証券			
その他有価証券	657,441	657,441	―
⑸貸出金	1,574,065		
貸倒引当金（＊１）	△15,925		
	1,558,139	1,579,388	21,248
資産計	2,387,292	2,408,540	21,248
⑴預金及び譲渡性預金	2,151,627	2,151,771	144
⑵債券貸借取引受入担保金	88,792	88,792	―
⑶借用金	36,057	36,062	4
負債計	2,276,478	2,276,627	149
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	336	336	―
ヘッジ会計が適用されているもの	253	253	―
デリバティブ取引計	589	589	―

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊２）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資産

⑴現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、連結決算日における残存期間が短期間（６か月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

⑵買入金銭債権

約定期間が短期間（６か月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。取引金融機関から提示された価格があるものは、当該価格によっております。

⑶商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

⑷有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。自行保証付私募債は、将来償還及び利払が見込まれる元利金キャッシュ・フローを市場金利で割り引いた現在価値をもって時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

⑸貸出金

貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積残高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

また、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

上記以外の貸出金については、将来回収が見込まれる元利金キャッシュ・フローを市場金利で割り引いた現在価値をもって時価としております。

負債

⑴預金及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算出しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

⑵債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（６か月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

⑶借用金

約定期間が短期間（６か月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算出しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産⑷その他有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（＊1）（＊2）	904
組合出資金（＊3）	20
合計	924

（＊１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）当連結会計年度において、非上場株式について１百万円減損処理を行っております。
（＊３）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超３年以内	３年超５年以内	５年超７年以内	７年超10年以内	10年超
預け金	140,036	―	―	―	―	―
買入金銭債権	231	―	―	―	―	146
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	65,478	154,213	221,261	82,233	63,201	18,158
貸出金（＊）	436,939	315,552	199,132	146,304	127,646	293,580
合計	642,685	469,765	420,393	228,537	190,848	311,885

（＊）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない37,367百万円、期間の定めのないもの17,541百万円は含めておりません。

（注４）借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超３年以内	３年超５年以内	５年超７年以内	７年超10年以内	10年超
預金及び譲渡性預金（＊）	2,030,961	107,885	9,562	1,168	2,049	―
債券貸借取引受入担保金	88,792	―	―	―	―	―
借用金	36,055	2	―	―	―	―
合計	2,155,809	107,888	9,562	1,168	2,049	―

（＊）預金及び譲渡性預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

（有価証券関係）
連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。
１．売買目的有価証券（平成28年３月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	4

２．満期保有目的の債券（平成28年３月31日現在）
該当ありません。

3．その他有価証券（平成28年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	24,634	14,612	10,021
	債券	405,677	394,972	10,705
	国債	166,115	159,757	6,358
	地方債	84,431	81,177	3,253
	社債	155,130	154,037	1,093
	その他	163,621	157,002	6,619
	うち外国証券	134,146	130,175	3,970
	小計	593,933	566,587	27,345
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,823	5,390	△567
	債券	3,974	4,046	△72
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	3,974	4,046	△72
	その他	54,860	56,130	△1,270
	うち外国証券	36,801	37,257	△455
	小計	63,657	65,568	△1,910
合計		657,591	632,155	25,435

4．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成27年４月１日　至 平成28年３月31日）
該当ありません。

5．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成27年４月１日　至 平成28年３月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	12,007	2,040	1,357
債券	24,226	135	10
国債	20,215	127	10
地方債	2,001	1	—
社債	2,009	6	—
その他	42,222	969	1,060
うち外国証券	34,964	616	749
合計	78,456	3,144	2,428

6．減損処理を行った有価証券
売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。
当連結会計年度における減損処理はありません。
なお、当該減損処理にあたっては、連結決算日の時価が50%以上下落した銘柄についてはすべて、また、これ以外で、時価が30%以上下落した銘柄については、過去の一定期間の下落率及び当該発行会社の業績推移等を考慮したうえで、価格回復の可能性の認められないものについて、それぞれ減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

1．運用目的の金銭の信託（平成28年３月31日現在）
該当ありません。

2．満期保有目的の金銭の信託（平成28年３月31日現在）
該当ありません。

3．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成28年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	6,404	6,404	―	―	―

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(ストック・オプション等関係)

1．ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
営業経費　　43百万円

2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
⑴ストック・オプションの内容

	平成23年ストック・オプション	平成24年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション	平成26年ストック・オプション	平成27年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行執行役　７名	当行執行役　７名	当行執行役　７名	当行執行役　７名	当行執行役　７名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	普通株式 221,200株	普通株式 290,200株	普通株式 254,900株	普通株式 232,300株	普通株式 184,900株
付与日	平成23年７月11日	平成24年７月10日	平成25年７月 ９日	平成26年７月 ８日	平成27年７月 ７日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成23年７月12日～平成53年７月11日	平成24年７月11日～平成54年７月10日	平成25年７月10日～平成55年７月９日	平成26年７月９日～平成56年７月８日	平成27年７月８日～平成57年７月７日

(注) 株式数に換算して記載しております。

⑵ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
権利確定前（株）					
前連結会計年度末	―	―	―	232,300	―
付与	―	―	―	―	184,900
失効	―	―	―	―	―
権利確定	―	―	―	232,300	―
未確定残	―	―	―	―	184,900
権利確定後（株）					
前連結会計年度末	118,900	117,000	254,900	―	―
権利確定	―	―	―	232,300	―
権利行使	―	7,800	13,400	11,500	―
失効	―	―	―	―	―
未行使残	118,900	109,200	241,500	220,800	―

② 単価情報

	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
権利行使価格	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
行使時平均株価	―	1株当たり271円	1株当たり271円	1株当たり271円	―
付与日における 公正な評価単価	1株当たり212円	1株当たり158円	1株当たり196円	1株当たり213円	1株当たり221円

3．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成27年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

①使用した評価技法　　ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	平成27年ストック・オプション
株価変動性（注1）	27.450%
予想残存期間（注2）	8.9年
予想配当（注3）	5円/株
無リスク利子率（注4）	0.376%

（注）1. 予想残存期間に対応する期間（平成18年８月から平成27年７月まで）の株価実績に基づき算定しております。
2. 付与日における現任各執行役の年齢と当行内規による退職年齢までの差を予想在任期間とし、割当個数による加重を平均する方法により見積もっております。
3. 平成27年３月期の配当実績であります。
4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	513円62銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	30円50銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	30円40銭

なお、「会計方針の変更」に記載のとおり、企業結合会計基準等を適用し、企業結合会計基準第58-2項⑷、連結会計基準第44-5項⑷及び事業分離等会計基準第57-4項⑷に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額はそれぞれ27銭減少しております。